

監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条の規定に基づく監査結果の公表について

令和6年4月3日

木津川市監査委員 西井 正
木津川市監査委員 兎本 尚之

定期監査結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により、同条第1項及び第2項に規定する事務の監査を実施したので、同条第9項の規定により、下記のとおり公表します。

なお、本監査は木津川市監査基準に準拠して行ったことを申し添えます。

記

1 監査執行年月日 令和6年2月21日（水） 午前11時00分から

2 監査対象部局及び監査対象

上下水道部 業務課

- (1) 水道料金及び公共下水道使用料の徴収体制と滞納状況について
- (2) 木津川市新水道ビジョンの中間改訂について
- (3) 木津川市公共下水道事業経営戦略の改訂について
- (4) 財政調整基金の運用と活用方針について

上下水道部 工務課

- (1) 令和5年度建設改良工事（上下水）の進捗状況について
- (2) 木津川市第2次公共下水道ストックマネジメント計画に基づく維持管理の状況（加茂浄化センターの耐震長寿命化など）について
- (3) 木津川市新水道ビジョン施設整備計画について
- (4) 公共下水道事業の整備計画について

3 監査方法

歳入歳出予算の執行状況をもとに監査対象部局の財務に関する事務の執行について監査を行い、併せて当該部局における所掌事務の執行状況について提出された監査資料に基づき、担当職員から聴取し監査を実施した。

4 監査結果

歳入歳出予算の執行状況をもとに監査対象部局の財務に関する事務の執行

について監査を行い、併せて当該部局における所掌事務の執行状況について提出された監査資料に基づき、担当職員から聴取し監査を実施した結果、監査を行った範囲内においておおむね適正であると認められた。

なお、一部の事務について、次に示すように指摘を要する事例が見受けられたので、今後、適正な事務処理に留意されるよう意見を述べる。

また、監査の際に見受けられた軽微な事項については、記述を省略した。

(別 紙)

【業務課】

開発による水道事業分担金の消費税の取り扱いについては、以前から再三、意見を述べているが、未だ税務署の見解を確認していない。過去の水道事業分担金を積み立てた財政調整基金の消費税の取り扱いについて、早急に税務署の見解を確認し処理されたい。

【工務課】

水道施設の耐震化状況については、全国の耐震化率から見ても決して高く数値にあるとは言えない。今後も、安全・安心を十分確保するためにも、積極的に計画に基づいた耐震化整備を進めていただきたい。

以 上。